

第三者評価結果の公表事項（児童自立支援施設）

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」

②評価調査者研修修了番号

SK2019023 (06-032)

06-112

S2019063 (14-002)

③施設名等

名称：	熊本県立清水が丘学園
施設長氏名：	村上 善生
定員：	50名
所在地（都道府県）	熊本県
所在地（市町村以下）	熊本市北区打越町38-1
T E L：	(096)344-7600
U R L：	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/38/50553.html
【施設の概要】	
開設年月日	昭和4年4月1日
経営法人・設置主体（法人名等）：	熊本県
職員数 常勤職員：	21名（うち兼務職員1名）
職員数 非常勤職員：	11名
専門職員の名称（ア）	児童自立支援専門員
上記専門職員の人数：	9名
専門職員の名称（イ）	児童生活支援員
上記専門職員の人数：	3名
専門職員の名称（ウ）	心理判定員
上記専門職員の人数：	2名（うち兼務職員1名）
専門職員の名称（エ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（オ）	
上記専門職員の人数：	
専門職員の名称（カ）	
上記専門職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	男子寮 1寮(9室) 女子寮 1寮(4室)
施設設備の概要（イ）設備等：	管理・学習棟、児童生活棟、体育館、渡り廊下、機械室、ポンプ室、P C・技術室棟
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

・「共感」

児童に対する共感的理解に基づき、児童との信頼関係を確立することにより、児童の自己肯定感を高め、人とのコミュニケーションや共感ができるようになることを第一とする。

・「共働」

常に児童と共に行動し、児童と共に汗ながら取り組むことで、児童自身が達成感・満足感を覚えるような成功体験を積み重ねる。また、職員は、組織の一員としてチームワークを重んじ、情報交換を密にし、報告・連絡・相談を的確に行う。

・「共育」

児童の言動は、職員の言葉や行動の反映でもあることから、児童の言葉や行動に留意するとともに、自ら学び、児童からも学んで自己啓発に努める。

⑤施設の特徴的な取組

①自立支援の処遇強化

②関係機関との連携強化

③心理的支援・ケアの充実

④職員研修の充実

⑤学園整備の推進

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2020/8/12
評価実施機関(イ)評価結果確定	2021/2/1
前回の受審時期	平成 29年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

* 組織的な体制による自立支援

園長は子どもの権利擁護・最善の利益を念頭においた支援の大切さについて、日頃から各種会議等の場で指導している。職員朝会・寮会議・職員会議・合同職員会議・指導課会議・所内検討会・処遇検討会等を定期的・必要に応じて開催し、職員は適切な情報を適時に共有し、一人ひとりの子どもの自立支援を学園と分校の全職員が協力して組織的に取り組んでいる。

* 子どもを尊重した自立支援の実施

理念を「共感」「共働」「共育」と定め、共通する言葉「共に」を念頭に「Withの精神」で子どもの自立支援を行っている。全職員に配布している「業務マニュアル」に「職員の心構え」「入所児童への対応の留意点」など、具体的に記載し職員への周知徹底を図っている。寮日誌・個人のケース記録・特別指導の克明な記録等から、子どもを尊重した丁寧な自立支援が実施されていることを確認することができた。

* 施設と分校との緊密な連携による学校教育の保障

施設と分校職員は、執務室を共有しており、職員朝会で伝達される学園宿直者からの引継ぎ事項等を共有している。

毎年実施される「学園祭」は、分校で学んだ成果や、学園で培った主体的な営みやチームワークの精神が発揮できるように組み立てられており、分校と学園が密に連携して子どもの成長を支援している。

◇改善が求められる点

* 中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定

県は施設の老朽化を踏まえ、施設全体の改修整備計画を策定しており、令和8年度の完成を目指している。しかし、清水が丘学園の理念や基本方針の実現を目指したビジョンの明確化は見られない。改修整備計画と共に「目指すべき児童自立支援の姿」、それを実現するための組織体制や職員体制、人材育成、地域支援等に関する中・長期計画の策定を望みたい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価において、当学園での取り組みへの評価や課題への指摘をいただいた。地域との交流については、情報発信の一環として町内会へ学園新聞を配布するあらたな取り組みを始めた。

子どもの支援については、施設の老朽化や感染症対策などの課題がある中で工夫を行い充実させるとともに、指摘いただいた点について検討を行い改善していくことで、良質なサービス提供ができるようにしていきたい。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目） I 支援の基本方針と組織

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】</p> <p>理念は園訓として「共感（児童を信頼することにより、自己肯定感を高める）」「共働（児童と共に汗を流すことで達成感を味わう）」「共育（自ら学び児童からも学んで自己啓発に努める）」を掲げている。</p> <p>理念や施設運営、児童処遇の基本方針は「熊本県立清水が丘学園児童自立支援業務マニュアル」やパンフレットに明示し、職員会議や研修会等で職員に周知している。</p> <p>園長は理念に共通する言葉「共に」を念頭に「Withの精神」で子どもの自立支援を行うよう折に触れ職員指導を行っている。</p> <p>理念は管理棟に掲示されているが、子どもの生活場所である児童棟には見られなかった。</p> <p>今後は子ども等の目に触れる場所への掲示やホームページ等に掲載し、周知を図ることも必要と思われる。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>国や県、全国児童自立支援協議会の会議や研修に参加し、社会福祉全般の動向、事業を取り巻く環境の把握に努めているが、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、県外主催の会議等への参加を見合わせている。</p> <p>国や県、県警察等の関係機関から出される情報を通して多様化する子どものニーズや刑法犯少年の動向等について収集・分析している。</p> <p>今後は、地域における支援のニーズの収集・分析も期待したい。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設の老朽化と構造上の課題を踏まえ、現在、県において施設全体の改修整備計画が策定され、令和8年度の完成を目指して進められている。</p> <p>発達障がい児や虐待の被害児等、様々な理由や背景を持つ入所児童の増加により、職員の支援・技術のスキルアップを課題として捉え、研修やOJTの充実による資質向上に向け取り組んでいる。</p> <p>また、多様な課題を持つ子どもに対する支援の充実を図るため、心理判定員等専門職の配置や、夜間の支援体制を強化するために夜間児童指導員を配置している。</p> <p>前回の第三者評価の際、課題とされていた男子棟の浴室は給湯器を取り替えるなどの改善はみられたが、入浴を楽しめる環境には至っておらず、男子棟建替えまでの間、冬場の寒さ防止等のための工夫が望まれる。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設は建築後40年が経過し、全体的に老朽化が進んでいる。このため、県では安全性や快適さ等に配慮した寮舎の形態や家庭的な養育環境に近づける小集団ケアに必要な機能等を盛り込んだ「熊本県立清水が丘学園改修整備基本計画」を策定し、令和8年度の完成を予定している。</p> <p>しかし、理念や基本方針の実現に向けたビジョンの明確化やビジョンを実現するための組織体制、職員体制・人材育成、地域支援等に関する中・長期計画の策定は見られず、策定することが望まれる。</p>	

	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>【コメント】 単年度事業計画は社会的養育の動向や様々な入所児童の理由・背景等を踏まえ、運営方針に重点的に取り組むべき事項を「重点事項」として「自立支援の処遇強化」「関係機関との連携強化」「心理的支援・ケアの充実」「職員研修の充実」「学園整備の推進」の5項目を掲げて策定し、予算書も作成されている。 今後は、中・長期計画を策定し、それを踏まえた単年度計画が策定されることを期待したい。</p>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>【コメント】 事業計画は、職員会議等で職員の意見を踏まえて策定している。 策定した事業計画は、年度当初の職員会議で配布・説明するとともに、分校職員にも説明し、情報を共有・連携して計画の実践に取り組んでいる。 行事後は必要に応じて職員アンケートを実施して振り返るとともに、年度末には実施状況を評価・反省し、次年度の取組に活かすようにしている。</p>		
	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>【コメント】 子どもには寮でのミーティングや児童懇談会で年間や直近の行事を周知・説明している。 保護者には学園祭や授業参観、卒業を祝う式など行事の際にパンフレットや日課表等を配布し、行事計画等を周知している。 また、学園新聞を発行し、子どもの学園での様子や行事等の情報を保護者に提供している。 今後は自立支援の内容等を分かりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者に周知することを期待したい。</p>		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
	① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>【コメント】 毎月開催の運営会議や職員会議、指導課会議、寮会議等で子ども一人ひとりについて支援の内容や課題を協議・検討し、支援の質の向上に向けて組織的に取り組んでいる。 毎年自己評価を行い、定期的に第三者評価を受審し、支援について振り返る機会とし、結果は集計・分析されている。</p>		
	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>【コメント】 毎年の自己評価と、定期的な第三者評価の実施で支援の質の向上に取り組んでいる。 評価の結果は集計・分析して全職員に周知し、情報の共有が図られている。支援上の課題については各寮において職員参画のもと改善に向けた取組が行われている。 今後は評価の結果に基づき明らかになった課題について施設として計画的に改善策を講じ、実施することを期待したい。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>園長の役割は学園の設置規則や処務規程に規定されている。園長は自らの役割と責任について事務分掌表に明示し、職員に対し職員会議で表明している。</p> <p>園長は子どもの権利擁護・最善の利益を常に念頭におき、施設の運営や支援の方向性について各種会議等の場で周知・指導し、職員の理解を図っている。</p> <p>また、危機管理意識も高く新型コロナウイルス感染防止に対する対策や発生した場合の対応等に指導力を発揮し、常に有事を想定した施設運営に取り組んでいる。</p> <p>園長不在時は副園長が代行することが明示されている。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>園長は全国や九州ブロックの施設長等会議や研修に参加し、児童福祉や労働関係等に関する法令を学び自ら法令を遵守するとともに、職員にも職員会議等の場を通して法令遵守の必要性等を周知・指導している。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から参加を見合わせた会議・研修もあるが国や県、児童自立支援協議会等から提供される法令に関する情報を職員にも周知している。</p> <p>体罰等に関する報道があった場合は職員会議等で情報提供し、虐待防止の注意喚起、指導を行っている。</p> <p>また、倫理に関する研修会を実施し、職員に綱紀の保持等、法令遵守の指導が行われている。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>【コメント】</p> <p>事業計画に重点事項として「自立支援の強化」「心的支援・ケアの充実」「職員研修の実施」等を掲げ、具体的な内容を示して支援の質の向上に向けて取り組んでいる。</p> <p>園長は定期的開催する所内検討会において子ども一人ひとりの支援内容や目標達成状況、課題等について職員育成の視点から助言・指導を行っている。また、支援について問題等が発生し、職員と意見交換する際は、話しやすい環境整備に努めており職員の自己評価に「意見が述べやすい」「課題解決に向けた確かな指示を受けている」との声が複数見られた。</p> <p>園長は支援の質の向上には人材育成が重要であるとし、教育・研修の充実に取り組んでいる。</p> <p>分校職員を含めた「性教育部会」では職員、子どもに勉強会を実施している。</p>	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>【コメント】</p> <p>業務の実効性を高める取組として5つの部会（行事、生活、清学タイム、進路、性教育）を職員と分校職員で構成し、責任者を決めて各担当が業務の中心となり遂行している。</p> <p>業務の効率化を図るため、子どもの支援に関する記録内容はパソコンで管理し、職員はパソコン内の記録にアクセスし、いつでも必要な情報を共有できる仕組みが構築されている。</p> <p>子どもの心理的ケアの充実を図るため、心理判定員の常勤化や、夜間帯における子どもの安心・安全確保等のため、夜間児童指導員を配置し、見守り体制の強化が図られている。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>支援の質の向上を図るため、今年度から心理判定員を常勤配置とし、子どもの心理的支援・ケアの充実に努めている。</p> <p>また、社会福祉士等、福祉関係の専門職の配置や夜間における子どもの見守り体制の充実に努めている。夜間児童指導員の配置を行うなど必要な福祉人材の確保に努めている。</p> <p>現在、家庭支援専門相談員は心理判定員が兼務しており、アフターケア等の更なる充実にに向けた取組に期待したい。</p>	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員としての心構えは「児童自立支援業務マニュアル」に明示している。</p> <p>職員の職務貢献度等の評価は県の人事評価制度に基づき適切に行われており、総合的な人事管理が実施されている。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>年次有給休暇の取得状況や時間外労働等、労務管理に関するデータ等の就業情報は職員別に把握され、休暇の取得も積極的に勧められている。</p> <p>職員の体調等、心身面の状態については各寮長を通して定期的に把握し、必要に応じて勤務の交替を行うなどして適切な職員管理に努めている。</p> <p>育児中職員の勤務軽減や、希望する日に休暇が取得出来るように対応するなど、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は業務の重点事項等を踏まえ、目標管理シートを作成している。</p> <p>目標設定時を含め年3回、園長等管理職と個別面接が行われ目標の達成度や進捗状況の確認、課題の把握、助言等を行うなど職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みが構築されている。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染防止対策が優先され、職員一人ひとりの目標設定は行わないこととしている。</p>	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設における重点事項のひとつに「職員研修の充実」を掲げ、研修体系や受講区分を明確にして職員の経験年数や習熟度合を考慮して「国立児童自立支援施設武蔵野学院」等で行われる研修へ参加する年間研修計画を策定し、職員が参加している。</p> <p>新任職員は児童相談所主催の研修に参加し、全職員対象の園内研修では特定課題研修として「人権研修」「公務員倫理研修」「経理処理に関する研修」が行われており、人権意識の向上等に取組んでいる。</p> <p>また、性問題に関して外部の講師を招いて研修が行われている他、「性教育部会」が中心となって子ども向け、職員向けの研修を行っており、詳細な研修記録が確認できた。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染防止のため県外での研修参加は全て控えているが、全国児童自立支援協議会主催のリモート研修に職員が参加する方向で進められている。</p>	

	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員の教育・研修については、経験年数や知識・スキルの習熟度を考慮して研修計画を作成し、一人ひとりの研修機会を確保して育成に取り組んでいる。</p> <p>職員に外部研修の情報提供を行い、受講を希望する場合は、勤務シフト等の必要な調整をしている。</p> <p>新規採用職員にはトレーナー制度を採用し、1年間に亘ってOJTを実施し、職員のスキルアップに努めている。</p> <p>個人の研修履歴や資格取得状況を把握し、公平な研修機会の確保に努め、不公平感が生じないように配慮している。</p>		
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>【コメント】</p> <p>実習生等の支援に関する専門職の研修・育成に関し、「実習生受入れマニュアル」を作成し、実習生受入れ担当者を定め、マニュアルに沿って実習生を受入れている。</p> <p>社会福祉士の育成については、今年度実習生指導者研修を職員に受講させる予定であり、実習生の受け入れ態勢の整備が進められている。</p> <p>これまでも実習生の受入れは少なく毎年1名程度となっており、今年度の受入れ実績はない。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>ホームページを活用して施設概要や支援内容を紹介し、自己評価や第三者評価の受審結果を公表して運営の透明性に努めている。</p> <p>また、パンフレットや学園新聞を発行し、子どもの暮らし振りや行事の様子等を紹介し、保護者や施設訪問者、行政機関等に情報提供している。</p> <p>今後は施設の理念等についてホームページで公開するとともに、地域に対しても積極的に情報発信していくことが期待される。</p>		
	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>経理・取引等については県の会計規則等関係法令により適切に処理されている。</p> <p>会計等の事務処理に関しては複数の職員によるチェックが行われており、会計事務等の適正化が図られている。</p> <p>毎年1回県の監査委員事務局による監査や県社会福祉課による指導監査を受けており、監査結果は適正であることが監査結果報告書により確認できた。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>地域との関わり方について基本的な考え方を文書化したものは見られなかった。施設の性質上、地域との積極的な交流は行われていないが、園長は地域の人々に学園について正しい理解をして欲しいと考えている。現在は、定期的な清掃活動や6月に行われる河川のクリーン作戦等に職員と子どもが参加したり、毎年の学園祭に町内会や老人会の方々を招待するなどして交流を図っている。通院や買い物学習は個々の状況に応じ、地域の社会資源を活用している。</p> <p>今後、学園新聞を回覧板で地域に回覧したり、職員が町内会や民生委員会等の地域の会合で施設について話をするなど情報発信等の取組があれば、施設への理解が深まると思われる。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>ボランティアの受け入れについて、基本的な取り扱いは定めているが、マニュアルは作成されておらず、整備することが望まれる。現在は、毎週火曜日の始業前に30分程度、読み聞かせボランティアに来てもらっている他、毎年1回、バーベキュー行事をしてくれるボランティアの受け入れがされている。</p> <p>子どもの生活を豊かにするため、書道教室等の講師をボランティアとして募集するなど地域の協力を得る取組も良いと思われる。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>児童相談所や学校・家庭裁判所・警察等、必要な社会資源を明確にして共有している。児童相談所、家庭裁判所・少年鑑別所、児童の原籍校とは定期的な連絡会議を行い、課題になっていることなどを話し合うなど、連携を図っている。また、児童の入所後およそ1か月目と3か月ごとに開催される処遇検討会には児童相談所が参加する他、必要に応じ分校担任、原籍校担任等関係機関の参加を得て児童自立支援計画についての協議を行っている。職員は子どもを支援する中で、関係機関に日常的に電話をしたり、出向くなどして連携を図り、より良い支援に努めている。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
<p>【コメント】</p> <p>地域住民を対象とした相談事業の実施や、町内会等地域の会合への参加、民生委員との定期的な会議を行うなどの地域の福祉ニーズ等を把握するための取組は行っていない。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p>【コメント】</p> <p>地域から相談があった際は、必要な助言や関係機関の紹介等を行っている。しかし、施設の持つノウハウや情報を積極的に活用しての相談事業や、勉強会・講演会等の実施、その他地域還元のための取組は見られなかった。</p> <p>また、地域の社会資源として、今後は災害時における地域との連携・協力事項等についても、検討・確認しておくことも必要と思われる。</p>		

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>理念を「共感」「共働」「共育」と定め、運営方針に「児童の人権の尊重」を掲げており、児童の立場に立った施設運営及び児童の支援に努めることを明示している。また、「業務マニュアル」の「職員の心構え」「入所児童への対応の留意点」などの項目に子どもを尊重した支援の実施について記載し、研修会や日頃の業務を通して共有を図っている。指導課会議や所内検討会等において、一人ひとりの支援について振り返りを行いながら子どもを尊重した支援に努めている。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どものプライバシー保護に関して業務マニュアルに記載し、職員会議で共有している。現在寮は個室対応であり、トイレ・浴室も一人ずつ使用している他、居室での着替え等の際にカーテンを使用するなどプライバシーに配慮している。また、居室に入る際は必ず子どもの了解をとり、手紙は勝手に開封しないなどの対応が行われている。</p>	
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>【コメント】</p> <p>学園のパンフレット・ホームページを作成し、学園の生活、指導等について紹介している。活動の様子は写真を多く取り入れ、分かり易くしている。理念はパンフレットに記載されている。入所前に担当者が一時保護所に出向いて子どもに面接し、学園の生活について概略を説明して子どもの不安解消に努めている。また、希望により事前見学も行っており、分校と協力して学園の支援内容・分校の支援内容についてパンフレットを用いて説明を行っている。</p>	
② 31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>【コメント】</p> <p>支援の開始時は、担当職員または寮長がパンフレット・日課表・権利ノート・オリエンテーション用に作成した資料等を用いて学園の生活や留意事項等について詳しく説明している。また、入所後1か月及び3か月ごとに作成する児童自立支援計画に基づく支援内容は、子どもに分かり易いように表記して説明し、担当職員と約2週間ごとに面接を行って、目標の達成状況を振り返り、理解度を確認しながら行っている。</p>	
③ 32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>児童養護施設等他施設への措置変更が予定されている子どもについては、変更先の職員にも処遇検討会に参加してもらい、早めに情報交換を行い、引継ぎ書を作成して支援の継続性に配慮している。措置変更先への試験外泊にも取り組んでいる。</p> <p>また、アフターケア担当者を決め、退所後も困った時はいつでも相談できることを子どもに伝えている。</p>	

<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>毎月、寮単位で職員も参加しての児童懇談会を開催し、子どもの生活上の意見・要望等を聞き取っている。食事に関しては毎月、男子・女子交互に希望のメニューを提出しており、給食会議を通してメニューに活かされている。</p> <p>また、子どもは毎日日記を書いて職員とやり取りしており、気になる記載があった場合は話を聞いて不満につながらないように対応している。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p> <p>「相談・苦情解決制度運用指針」「相談・苦情解決実施要領」を作成しており、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を副園長、第三者委員を3名定めており、相談・苦情解決体制について入所時に「子どもの権利ノート」を用いて詳しく説明している。また、各寮の入り口に「意見箱」を設置し、子どもからの意見・苦情等を受け付けている。苦情の受付と解決を図った記録が整備されており、年1回第三者委員会を開催して報告している。場合によっては第三者委員の協力を得て聞き取りを行い、解決を図っている。</p> <p>なお、「相談・苦情解決制度運用指針」によると、プライバシーに配慮した上で「学園内掲示板」や「業務概要」で苦情解決状況を公表することとしているが、現在公表はしておらず、公表することが望まれる。</p>	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>職員は日頃から児童とのコミュニケーションを大切にし、相談・意見を述べやすい環境づくりに努めており、誰でも言い易い職員に相談して良いことを口頭や日記の返事等にも記載している。また、入所時に説明・配布している「子どもの権利ノート」には、「困ったときに相談するところ」として複数の方法や連絡先を記載している。</p> <p>相談を受ける際は、自室・空き部屋等でプライバシーに配慮した上でやっている。</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>児童懇談会で提案された子どもの意見・要望等は寮会議で検討し、改善できるものについてはすぐに取り組み、寮内で判断できないものは指導課会議で検討している。意見箱の意見等は適宜副園長が確認し、児童から聞き取りを行なって所内で検討の上、回答している。意向に沿えないものについては、その旨、理由を説明して伝えている。</p>	
<p>(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p> <p>① 37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p> <p>「危機管理マニュアル」が作成されており、リスクマネジメントに関する責任者を園長とし、事故・災害・感染症等における対応について記載している。また、職員の業務マニュアルに、無断外出や暴力・器物損壊等の問題行動、災害・事故、不審者の侵入、感染症・食中毒等、リスクごとの対応について記載しており、周知が図られている。</p> <p>「ヒヤリハット報告書」が作成されており、指導課会議で改善策について検討し、職員への注意喚起を行い事故の発生・再発防止に努めている。はさみ・工具等の危険物の在庫管理の徹底、施設管理すべき場所の施設と鍵の管理の徹底、服薬管理の徹底については、「危機管理」として今年度の重点事項にも掲げ、取り組んでいる。</p>	

	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「危機管理マニュアル」「業務マニュアル」に感染症の予防策と発生時の対応策について記載し、職員に周知している。また例年は保健所等から外部講師を招いて勉強会を行い、子どもも一緒に感染症対策について学んでいる。</p> <p>今年度は新型コロナウイルス対応について早急に予防策・発生時の対応策についてマニュアルを作成し、マスク・消毒液・パーテーション・手袋等必要な物品の購入、感染者発生を想定し寮内をゾーニングできるようカーテンレールの設置、水道の蛇口をレバー式のものに取り換え、加湿器・空気清浄機の設置など対応している。コロナ対応の会議を定期的に開催し、状況に応じた対応策について継続的に協議している。</p>		
	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「危機管理マニュアル」「防火管理規程」「風水害時対応要領」等作成しており、火災・地震・風水害等災害時の対応体制について定めている。災害対応について「業務マニュアル」にも記載し、職員への周知が図られている。毎月、火災・台風等を想定した避難訓練を実施しており、年1回は消防署の協力を得て総合的な防災訓練を行ったり、子どもと一緒に防災センターを訪問して地震体験や心肺蘇生法の訓練も行っている。女子寮裏は土砂災害の危険があり、警戒情報発令時は安全な学習棟の方に避難している。また、飲料水・食料や備品の備蓄が確保され、リストが整備されている。</p> <p>建物は全部耐震チェックをしており管理棟・学習棟は耐震化工事を行っているが、体育館は耐震強度不足の状態であり、対応が必要と思われる。</p>		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「業務マニュアル」には支援の実施方法の他、子どもの権利・擁護や職員の心構え等詳細に記載され、職員間で共有しているとともに、マニュアルに沿った支援が行われているか、寮会議や指導課会議で協議・確認されている。新任職員への研修でマニュアルについて学び、寮会議や業務を通して周知徹底を図っている。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>マニュアルの検証・見直しについては時期や方法は定めておらず、現在は疑義が生じた際にその都度職員会議で検討し、見直しを行っている。なお、マニュアルの作成日・改定日及び改定内容については、電子データとして記録されており、確認することができる。今後は、マニュアルの見直しの時期等を定め、定期的な見直しをすることも望まれる。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「入園時アセスメントの徹底」については今年度重点事項の個別取組目標に掲げられており、児童相談所との事前カンファレンスでの情報収集とともに、園では聞き取り票の様式を用いて主にアレルギーや健康面、学園でやってみたいことなど、本人・保護者等から聞き取りを行なっている。</p> <p>担当者は、入所後概ね1か月を目途に、児童相談所作成の「児童自立支援施設入所に伴う指導指針」及び聞き取った情報と1か月間の児童の状況を見て、児童自立支援計画票を作成し、所内検討会（園長・副園長・指導課長・担当班長・ケース担当者・心理判定員・分校教諭等）で協議し、関係機関（児童相談所・原籍校・福祉事務所等）も含めた処遇検討会で決定・策定されている。</p> <p>児童自立支援計画票には、本人・保護者の意向、援助方針、援助上の課題、援助目標、援助内容・方法等が明示されている。</p>	

	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 一人ひとりの児童への支援の実施状況は、担当職員がケース経過記録に記録し1か月に1回園長の決裁を受けるとともに、毎月の指導課会議・運営会議で協議・報告されている。児童自立支援計画は業務マニュアルに基づき、3か月ごとに所内検討会及び処遇検討会で協議して見直しを行っている。変更した計画は、寮会議で職員に周知されている。また、子どもの環境に変化が生じた場合などは、緊急に所内検討会・処遇検討会を開催し、自立支援計画の評価・見直しを行っている。		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
	① 44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 児童の毎日の生活の様子は日誌に克明に記録されており、必要な内容を抜粋して個人のケース記録として保管している。日誌はパソコンのネットワークシステムでいつでも確認でき、職員朝会で情報共有が行われている。記録内容や書き方に職員間で差異が生じないよう、組織としてチェックし、指導している。		
	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 「熊本県個人情報保護条例」「熊本県行政文書管理規程」において、記録の保管、保存、廃棄、情報開示等について規定している。個人情報保護に関しては、「熊本県職員行動規範」「業務マニュアル」に記載し、県庁での研修や職員会議でも随時注意喚起を行っている。 子どもに関する記録は、鍵のかかるキャビネや書庫で保管されている。		

□

内容評価基準 (27項目) A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 全職員に配布されている「業務マニュアル」に「子どもの権利・擁護」について明記されている。また、「清水が丘学園職員の心構え13か条」に日々の支援に際しての心掛けが具体的に分かりやすく記載されており職員の行動規範とされている。職員は、13か条を寮会議等で話し合い権利侵害の防止と早期発見に取り組んでいる。入所時に「子どもの権利ノート」を配布し分かりやすく説明している。		
	② A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
【コメント】 業務マニュアルに「問題行動に対する特別指導等」として子どもの行動制限を行う際の基準・内容・留意事項等が詳しく明記されている。特別指導（個別指導）を実施する場合は、ケース担当者が寮長と協議し、園長の決裁を受けた後、本人に対して分かりやすく説明し、本人が納得した上で実施することとしている。子どもの行動制限は、子どもが自分の行動を振り返り、成長の機会とすることを目指し、マニュアル等に即して丁寧に実施されていることが記録から確認できた。		
	③ A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】 入所時に、「大切なあなたへ」として「子どもの権利ノート」を使用して施設生活の中で守られる権利について説明している。各寮ごとに毎月開催する児童懇談会では、司会と記録を子どもが担当し、子どもから子どもへ、子どもから職員への意見や相談・要望などが伝えられており、子どもと話し合って解決するように取り組んでいる。前向きな話し合いを行う練習の場ともなっている。		

(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 「職員の心構え13か条」「入所児童への対応についての留意点」等、具体的にマニュアルに記載し、職員への周知徹底に努めている。日頃から子どもの特性に配慮した支援を心掛け、言葉遣い・声の大きさ・注意の仕方等の適切な方法を寮会議などで議論し、不適切な関わりの防止に努めている。「子どもの権利ノート」に、体罰など嫌な思いを職員にされたり、見たりした場合の相談・通報について分かりやすく記載している。また、新聞等で事案が報道された際は、職員に情報提供し注意喚起を図っている。		
(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
【コメント】 児童懇談会は、子どもと寮職員が参加し生活全般について意見や要望を伝える場となっている。出された意見は、寮会議で検討され出来ることは取り入れ、出来ないことは理由を説明することとしている。個々の子ども自身が職員と一緒に目標を設定し、定期的に評価を行うことで、生活習慣や生活技術が身につくような支援に取り組んでいる。学園祭での「寮発表」では寸劇やダンスなど、子どもたちが自身がやりたいことを組み立て人前で表現し、チームワークを体験したことで自信に繋がる成果が見られており、主体的に営むことが出来るように支援している。		
(4) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	a
【コメント】 児童が学園で設定されている退所基準を概ね満たす状況となった際は、所内検討会を経て、児童相談所・関係機関等との処遇検討会を実施し退所に向けた自立支援計画に沿って支援している。アフターケア実施要領を整備し、アフターケアに関する関係機関の役割・責任を明確にして、退所後子どもが安定した生活を送れるように支援している。		
②	A7 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
【コメント】 「アフターケア実施要領」に基づきアフターケア計画を策定し実施している。退所後も電話・家庭訪問・手紙等で支援し、必要に応じて児童相談所と協議の上、市町村・関係機関等と積極的な連携を図っている。退所した子どもの来園・来電や相談ごとには、温かい対応を心掛けている。 今後、必要な場合は退所した子どもの通所や短期間の宿泊等による支援を実施し、保護者から支援が受けにくい子どもにとって精神的な拠り所となるような機能を検討することも期待したい。		
A-2 支援の質の確保		
(1) 支援の基本		
①	A8 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
【コメント】 職員は、子どもと寝食を共にしながら細やかな観察に努め、気づきを寮日誌に詳しく記録して職員間で共有し支援に取り組んでいる。子どもに問題行動が生じた際は、子どもの話を聞き、理解して寄り添い、受容的な関わりを大切に信頼関係構築に努めている。担当職員との定期的な個別面接に加え、子どもの要望に応じて消灯後に居室で話を聞く機会も設け、家庭的なアプローチに取り組んでいる。		
②	A9 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
【コメント】 施設内ルールを守り、日課に沿った生活を行うことで社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。職員は、「おはよう」「ありがとう」等の声掛けや、挨拶・ふるまいが模範となるよう取り組んでいる。地域清掃活動に参加して社会への貢献意識を育てたり、図書館利用、買い物学習等を行って社会的ルールの習得となるよう支援している。		

	③ A10 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
<p>【コメント】 自らの加害行為に向き合うために自立支援計画に基づいて目標を設定し、担当職員との定期的な面接で問題行動が発生した要因を職員と共に考えて気持ちを言語化し、自分の心の動きを認識し軌道修正が図れるように丁寧な支援が継続して行われ記録されている。施設内で行う心理面接の他に、児童相談所、医療機関、法務省少年支援センターでのカウンセリングや面談を通して自己肯定感が育成出来るように支援が行われている。</p>		
(2) 食生活		
	① A11 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
<p>【コメント】 日課に合わせて、家庭的な食事が美味しくとれるよう適時・適温に配慮して提供されている。女子寮では、月に1回、職員と一緒に献立を考えて料理して食べたり、学園内の分校では家庭科の授業で調理実習も行われており基礎的な調理技術の習得を支援している。食後のテーブル拭きなど後片付けの習慣が身に付くような支援も見られた。誕生日は、誕生者の好みの食事を用意し、クリスマスやハロウィンなど、季節の行事に合わせた食事にも配慮している。毎月給食会議が開催され、検査者のコメント・意見等が検討されている。学園敷地内で収穫された梅で梅干し作りをしたり、竹の子をてんぷらにしたり、さつま芋でさつま汁を作るなどの食育にも取り組んでいる。</p>		
	② A12 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
<p>【コメント】 子どもたちは、これまで職員と一緒に会話しながら食事をとっていたが、現在はコロナ感染予防のためパーティションが設置されており静かな食事風景となっていた。入所時にアレルギーについて聞き取りを行っているが、現在は配慮の必要な子どもは在籍していない。誕生日にはカレーやから揚げ等、個人の希望を聞き、食事に反映している。苦手な食材も職員が美味しくように食べたり、励ましたりして偏食が改善されるように支援している。陶器の茶碗とマイ箸は使用されているが、男子の食堂は、食卓にトイレトペーパーが無造作に置かれていたり、食卓のすぐ横に残食を入れるボールが置かれているなど、少々配慮に欠けると思われた。家庭的な食事を美味しく食べられるように食事環境への配慮も期待したい。</p>		
(3) 日常生活等の支援		
	① A13 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
<p>【コメント】 入所時は制服だけの持ち込みで、その他の衣類は身体のサイズに合った新しいものが支給され、清潔で季節にあった服装が生活場面・活動場面で着用できるように配慮されている。子どもは、毎日自分の衣類を洗濯して干し、たたむ作業までを行うことで衣習慣を習得できるよう支援している。冬は、ヒートテックの下着や、ウインドブレーカー等、気候に応じた衣類を提供している。女子寮では、手芸用品が用意されておりボタン付けやほころびなどは子どもと職員と一緒に簡単な修理などが出来るように支援している。</p>		
	② A14 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<p>【コメント】 敷地は広く、樹木や草花等豊かな自然が広がり、広いグラウンド、体育館もある環境となっている。現在進められている施設全体の改修整備計画は、令和8年度の完成を目指している。建物の老朽化について必要に迫られて補修は行われているが、居室や浴室等の内装・設備が古く、家庭的な環境・くつろげる空間とは言えない。現在は個室が提供されておりプライバシーは守れる環境となっている。テレビ・DVD・ボードゲーム・本等、子どもが楽しめる環境は整備されている。</p>		
	③ A15 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
<p>【コメント】 子どもたちが、例年、九州児童自立支援施設協議会が実施する野球大会・バドミントン大会への参加に向けて練習に励むことで、健康な身体作りを行うと共に忍耐力・責任感・協調性の育成を図っている。余暇時には、サッカー・バスケット・なわとび・散歩・木工・工作など、子どもの好み・興味のあるものの活動を通して豊かな心身の育成を支援している。学園祭での各寮の出し物は、子どもたちが主体となって寸劇やダンスを企画し、自主的な練習を重ね、舞台でのパフォーマンスを披露し観客から称賛を得る経験などの支援に取り組んでいる。子ども間の協力やチームワーク・社会性が発達するような支援が見られた。</p>		

(4) 健康管理		
①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 児童相談所や関係機関からの情報や、入所面接で聞き取った内容をもとに医療機関と連携して心身の健康管理に取り組んでいる。毎朝の検温、朝・夕の体調確認に加え定期的に身体測定・健康診断・精神科健診を実施し、急性疾患やケガ等の際は状況に応じて速やかに適切な医療が受けられる環境を整備している。予防接種は、保護者の同意を得て接種を行うこととしている。感染症・食中毒・新型コロナウイルス感染症対策についてのマニュアルを整備し感染の防止に努めている。		
②	A17 身体の高健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 うがい・手洗い・整髪・整容等、発達段階に応じた生活支援が行われている。寮内には子ども自ら作成したひげそりのポスターが掲示されていた。寝具類は毎週日光消毒をし、シーツも自分で洗濯しており衛生的な自己管理を支援している。定期的に理容室を利用し、美容室利用では出来るだけ本人の希望を取り入れ年齢に合った髪型にするなど、身だしなみの支援も見られた。軽いケガや基本的な疾病などの処置ができるように常備薬が用意されている。		
(5) 性に関する教育		
①	A18 性に関する教育の機会を設けている。	a
【コメント】 分校と学園職員・心理判定員等からなる「性教育部会」が中心となって児童自立支援施設に相応しい性教育の計画・実施を行っている。発達段階に応じた児童への教育・新任職員に向けて支援の視点等を示した資料の配布、全職員を対象とした学習会等を実施している。また、性教育に関する情報をまとめた「保健だより」が配布されている。 外部講師や学園心理判定員による子どもや職員向けの研修も行われている。		
(6) 行動上の問題に対する対応		
①	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。	a
【コメント】 子どもが、ケースワークや、心理面接・集団療法等を通して他者理解、他者との境界線、アンガーマネジメント等を習得することで暴力等が生じないように支援をしている。時間ごとの職員配置・職員数に配慮して死角を減らし、トイレ・入浴は一人使用を原則としている。子ども間のパワーバランスについて注意深く見守り、作業時間・余暇時間等も常に職員が共に行動することで暴力やいじめなどが生じないように努めている。		
②	A20 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a
【コメント】 子どもの発達特性や、行動上の問題等については、分校も含めて全職員で情報を共有し、連携する体制となっている。問題が生じた際は、職員は、懲罰ではないことを念頭に、問題行動の背景に配慮し個別面接などを通して子どもが安心した気持ちになれることを大切に適切に対応している。緊急事態に対するマニュアルを整備し、必要に応じて児童相談所・警察・関係機関等との協力体制も整備されている。		
(7) 心理的ケア		
①	A21 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】 今年度、常勤心理判定員が配置されたことで全ての入所児童に月2回の面接を行っており心理的ケアの充実に取り組んでいる。また、児童相談所や外部機関の心理士とも連携しており心理支援の強化が図られている。心理判定員は、入所時のオリエンテーションに同席し、入所後概ね1か月を目安に心理面接を実施し、児童自立支援計画策定時は、担当職員に指導や助言を行っている。また、処遇検討会にも参加して助言等を行っている。		

(8) 学校教育、学習支援等		
①	A22 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
【コメント】 平成24年に分校と分教室が設置され、生活・学習・進路等の支援が協力して行われている。同じ執務室に学園と分校の職員席があり、職員朝会毎に行われる学園宿直者からの引き継ぎ事項等は分校職員と共有している。「合同職員会議」、新入所児童の「受理会議」、「所内検討会」、「処遇検討会」、児童自立支援計画策定等、分校職員と日常的に緊密な連携で支援している。中学3年以降の進路や退所に向けての支援は、子ども・保護者・学園・分校・児童相談所・原籍校等関係者と連携を密に学校教育を保障している。		
②	A23 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 分校におけるクラスごとの人数は少なく子どもは学力に応じて丁寧な学習指導を受けることができる環境となっている。寮は、個室に学習机が設置されており自室で静かに勉強できる。受験を控えた中学3年生は消灯後も勉強できるように配慮したり、レベルに応じて必要と思われる参考書も購入している。漢字検定・英語検定に取組んだり、自習時間に「自学ノート」学習を行う等、個々の学力に応じた学習支援を行っている。		
③	A24 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a
【コメント】 野菜の栽培・広い園庭の除草作業・寮や体育館の清掃など職員と共に取り組み心身の鍛錬を図るように取り組んでいる。昨年は中学生のナイストライで洋菓子店やペットショップでの体験実習を行っている。また、子猫のミルクボランティアでは、命の大切さを学ぶことで情操の育成等も行われていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響でこのような体験が控えられている。来年度就職予定の子どものために、就職先の開拓も行われている。心理判定員によるコミュニケーションスキルを高めるためのトレーニングも実施されている。		
④	A25 進路を自己決定できるよう支援している。	a
【コメント】 進路選択については、様々な可能性を検討し、児童への早めの情報提供を行い分校と連携して支援している。進路選択に際しては、本人・保護者・分校・児童相談所等と連携を図り子どもの自己決定を支援している。本人の希望に沿ってオープンスクールへの参加も推奨し、進路決定後のフォローアップも実施している。また、中卒児童支援の実績もある。		
(9) 親子関係の再構築支援等		
①	A26 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 自立支援計画の中に家族支援を位置づけ、保護者の意向を確認し、児童相談所等、関係機関と協議して親子関係再構築に向けた目標設定などを行い家族支援を進めている。家族に学園や分校での行事見学を促し、子どもとの関わりを支援したり、手紙の交流、一次帰省、家庭訪問等を実施して積極的に取り組んでいる。		
(10) 通所による支援		
①	A27 地域の子どもの通所による支援を行っている。	非該当
【コメント】 通所支援は行っていない。		